

# < 調書の記入要領および添付書類 >

## ◆ 調書の記入について

- ・ 黒のボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるボールペン等、消すことのできる筆記用具は使用しないでください。
- ・ ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正印（シャチハタ不可）を押印してください。修正液や修正テープによる修正は不可です。

## ◆ 被保険者（ご本人）欄について

- ・ 印字された氏名・生年月日を確認の上、誤りがありましたら訂正欄にご記入ください。
- ・ 住所欄に、現住所をご記入ください。

(令和2年度 更新用) 健康保険被扶養者調書

必ず記入要領を読んでもから、ご記入ください。

被扶養者氏名	性別	生年月日
昭和 年 月 日	男	昭和 年 月 日
住所	市区町村	番地
昭和 年 月 日	市	番地

調書作成日：印字内容は、令和2年8月7日現在の内容です。

## ◆ 被扶養者（ご家族）欄について

扶養の認定基準につきましては、当健康保険組合ホームページから**家族の削除・加入**をご参照ください。

- ・ 印字された被扶養者（ご家族）は、調書を作成した令和4年8月5日現在、認定されている方です。氏名・生年月日を確認の上、記載が漏れている方や誤りがありましたら訂正欄にご記入ください。但し、調書作成日以降に扶養申請をされた方は、漏れていても追記しないでください。
- ・ 収入額欄には、**令和4年1月から令和4年12月の見込額**(※)をご記入ください。無収入の方は「0」と記入してください。

※ 収入とは、所得税等が控除される前の**総支給額**です。また、給与・賞与（通勤手当等非課税所得も含む）、各種年金、事業所得、不動産所得、その他**継続的に得ている収入全て**の合計額です。

なお、事業所得、不動産所得等の収入がある場合は、経費等を考慮した上で、収入額をご記入いただく必要があります。このようなケースに該当する場合は、当健康保険組合までお問い合わせください。

(令和4年度 更新用) 健康保険被扶養者調書

必ず記入要領を読んでもから、ご記入ください。

株式会社京葉健康 健康 健太

被扶養者氏名 健太 性別 男 生年月日 昭和40年8月1日

収入額 51

氏名	性別	生年月日	収入額	職業
現在 健太 康子	女	昭和45年10月1日	51	主婦
1 訂正		昭和 年 月 日		
2 現在 健太 百合	女	平成15年12月24日	18	学生
訂正		昭和 年 月 日		
3 訂正		昭和 年 月 日		
4 訂正		昭和 年 月 日		
5 訂正		昭和 年 月 日		

必ず押印してください！

京葉ガス健康保険組合

- ・ 職業欄は、「専業主婦」「会社員」「パート」「無職」「中学3年」「未就学児」等、**具体的に**記入してください。また、**高校生以上の学生は、学校名、学年**を記入してください。
- ・ 住居欄は、被保険者（ご本人）と被扶養者（ご家族）が同居の場合は、「同居」に「○」、別居の場合は、「別居」に「○」を付け、住所欄に現住所をご記入ください。  
※ 住民票が同居の場合でも、**実態として別居している場合は、「別居」**を選択してください。

- 次の事項に該当する方は、被扶養者として認められません。  
調書の氏名を二重線で消し、別途「被扶養者異動届」に当該家族の健康保険証、必要な書類を添付して、勤務先の健康保険ご担当箇所に提出して下さい。

- ① 就職し、他の健康保険に加入した。
- ② 死亡した。
- ③ 結婚、離婚等により、他の人に扶養されることになった。
- ④ 雇用保険受給中（日額 3,611 円を超える場合）。
- ⑤ 収入が次に該当する。
  - イ. 年間収入が 130 万円以上の場合
  - ロ. 60 歳以上および障がい者の方は、年間収入が 180 万円以上の場合
- ⑥ 家族が別居しているケースにおいて、一定額以上（当該家族の年収を超える金額）の仕送りをしていない場合。
- ⑦ 実態として、被保険者（ご本人）が当該家族を扶養しているとは認められない場合。  
 <例> 母親と同居しており、母親の年収は扶養の基準額に満たないが、生計費を被保険者（ご本人）と母親が折半している場合。  
 ※ 扶養の定義は「当該家族の生計費の大半を負担していること」です。したがって、本事例は扶養には該当しません。

- 現在扶養していないご家族を、新たに被扶養者として申請する場合は、調書には記入せず、別途「被扶養者異動届」を勤務先の健康保険ご担当箇所に提出してください。
- すでに扶養終了届を提出したご家族が、調書に記載されている場合は、氏名を二重線で消し、余白に「扶養異動届提出済み」とご記入ください。

### ◆ 確認欄について

- 調書をご記入いただいた日付を記入し、押印(シャチハタ不可)をお願いします。

### ◆ 添付書類について

ご家族が扶養の条件を満たしていることを確認させていただくために、各種書類の添付をお願いしております。皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、住民票等の書類は有料となりますが、費用につきましては皆様のご負担となります。誠に恐縮ですが、何卒ご理解くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

ご家族の状況に応じて必要となる添付書類については、6 ページの「被扶養者調書添付書類」に詳細が記載されておりますが、以下、一般的な事例を示しますのでご参照ください。

※ 本年6月8日以降に被扶養者として認定されたご家族については、調書の別住所欄に「被扶養者認定確認済み」と印字されています。この場合、該当するご家族については、住民票以外の添付書類の提出は不要です。

全ての方に、必ずご提出いただく書類。

① 被保険者（ご本人）世帯の「住民票」（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

必ず、世帯全員記載、続柄記載、本籍省略でご指定ください。なお、マイナンバーは非表示としてください。外国人のご家族については、国籍等全項目記載でご指定願います。

事例1. 配偶者（妻、夫）を扶養している。

（ 配偶者が年金を受給している場合は、事例8へ。  
 給与以外の収入がある場合は、事例10へ。 ）

① 配偶者の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

収入の有無にかかわらず、給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

事例2. 夫婦双方に収入があるため、配偶者（妻、夫）は扶養していないが、子を扶養している。

以下の  A または  B のどちらかをご提出ください。

本ケースにおいては、法令等により、「夫婦のうち、収入が多い方が子を扶養する」と定められているため、下記書類によって子の扶養者の確認をさせていただきます。

A 配偶者の収入が、給与・賞与の場合

夫婦双方の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し。

- ・給与の支給はあるが、賞与の支給がない場合は、その旨を給与明細の写しの余白にご記入ください。
- ・産休中または育児休職中の場合は、休職前の満額支給されていた期間における、直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写しをご提出ください。

B 配偶者が自営業の場合

① 被保険者（ご本人）の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し。

② 配偶者の直近の「確定申告書」の写しおよび、「収支内訳書」または「青色申告決算書」の写し。

事例3. 中学生以下の子を扶養している。

就労年齢に達していない子については、住民票以外の書類の添付は不要です。（事例1・2もご確認ください）

事例4. 高校生以上の学生の子を扶養している。

（ 本事例は、高校、予備校、専門学校、短大、大学のうち、昼間部に就学する場合に該当します。  
 夜間部・通信制に就学する場合については、日中に就労が可能なため、事例5または6に該当します。 ）

① 学生証・生徒手帳の写し、または在学証明書。

② 下宿等、別居している場合は、別居先の「住民票」または入寮証・賃貸契約書の写し。

**事例5. 年収が扶養基準内（年収 130 万円未満）の収入のある子を扶養している。**

〔 昼間部の学生である場合は、事例4に該当します。  
障がい者の方は、事例7に該当します。 〕

- ① 子の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

**事例6. 就労年齢※に達しているが、収入のない子を扶養している。**

〔 昼間部の学生である場合は、事例4に該当します。  
障がい者の方は、事例7に該当します。 〕

※ 就労年齢とは、義務教育終了以降となります。

- ① 子の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

- ② 子の現在の状況（※1）を記載した「申立書」（※2）

※1. 当該ご家族に収入がない理由、またはご家族の現在の状況を具体的にご記入ください。

※2. 申立書は、当健康保険組合 HP（申請書ダウンロード → 保険証・資格に関する書式）より印刷できます。

**事例7. 障がいのある家族を扶養している。**

- ① 「障がい者手帳」の写し

- ② 高校生以上の学生（高校、予備校、専門学校、短大、大学のうち、昼間部に就学する場合）は、学生証・生徒手帳の写し、または在学証明書。

- ③ 就労年齢※に達している場合、または夜間部の学生の場合は、当該家族の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）（発行3ヶ月以内）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

※ 就労年齢とは、義務教育終了以降となります。

- ④ 障害年金を受給している場合は、直近の年金額が記載されている「年金振込通知書」、「年金決定通知書」、「年金改定通知書」いずれかの写し。（年金機構発行）

**事例8. 年金を受給している家族を扶養している。**

- ① 当該家族の直近の「所得証明書」（「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。）：市区町村発行

給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。

- ② 老齢年金・遺族年金を受給している場合は、直近の年金額が記載されている「年金振込通知書」、「年金決定通知書」、「年金改定通知書」いずれかの写し。（年金機構発行）

- ③ 企業年金等、その他の年金を受給している場合は、年金額を証明する書類。

**事例9. 別居している家族を扶養している。**

(子で、昼間部の学生である場合は、事例4に該当します。)

- ① 別居先の「住民票」(発行3ヶ月以内): 市区町村発行  
必ず、世帯全員記載、続柄記載、本籍省略でご指定ください。なお、マイナンバーは非表示としてください。
- ② 当該家族の直近の「所得証明書」(「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。)(発行3ヶ月以内): 市区町村発行  
収入の有無にかかわらず、給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。
- ③ 直近6ヶ月間の、当該家族への送金を証明する書類の写し。  
ATM利用明細書の写し等、金融機関扱いの書類に限ります。キャッシュカードを渡している、現金を手渡しで渡している等のケースは原則認められません。(毎月、一定額を通帳から下ろしているなどの確認が出来る場合はご相談ください)  
なお、扶養認定の条件として、送金額が当該家族の年間収入を上回る必要があります。

**事例10. 事業所得・不動産所得等、給与、年金以外の収入のある家族を扶養している。**

- ① 当該家族の直近の「所得証明書」(「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。)(発行3ヶ月以内): 市区町村発行  
給与・年金・事業等、所得の内訳明記と指定してください。
- ② 直近の「確定申告書」の写しおよび、「収支内訳書」または「青色申告決算書」の写し

その他のケースについては、6ページの「被扶養者調書添付書類」をご参照ください。

なお、ご家族の状況によっては、「被扶養者調書添付書類」以外の書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、正当な理由がなく提出期限までにご提出されない場合には、扶養認定を遡って取り消す場合がありますのでご注意ください。

## 被扶養者調査 添付書類

家族の状況	必要な書類 ◎必ず提出 ○該当する場合は必ず提出	取得先	書類が必要な扶養家族											
			配偶者	子(実・養子)			父母・祖父母	兄・姉・弟・妹・孫			義父母等 その他3親等内			内縁配偶者
				学生		その他		学生		その他	学生		その他	
				中学以下	高校以上			中学以下	高校以上		中学以下	高校以上		
必ず提出	◎住民票(発行3ヶ月以内) ・必ず世帯全員記載、続柄記載で指定。 ・「本籍」は省略で指定。 ・外国人の方は、国籍等全項目記載で指定。 ・マイナンバーは非表示。	市区町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
収入有	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。 ○前年分確定申告書の写しおよび、収支内訳書 または青色申告決算書の写し ・事業所得、不動産所得等、給与、年金以外の所得がある場合。	市区町村 税務署	●			●	●		●				●	●
収入無	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。 ○申立書 ・就労年齢に達した無収入の方は、現在の状況を記載。(ただし、学生、妻、年金受給者、障がい者を除く。)	市区町村 健保HP	●			●	●		●				●	●
学生※2	◎在学証明書・学生証・生徒手帳等の写しのいずれか。 ○住民票、入寮証・賃貸契約書の写しいずれか。 ・下宿等により別居している場合	通学先 市区町村 通学先等			●				●			●		
年金受給者	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○直近の年金額が記載されている年金振込通知書、年金改定通知書、年金決定通知書の写しのいずれか。 ・高齢・障害・遺族年金等、公的年金を受給している場合。	年金機構	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○企業年金、個人年金、恩給等の金額を証明する書類の写し(直近の年金額が記載されているもの) ・上記の年金を受給している場合	関係機関												
	○申立書 ・高齢年金受給年齢に達した無年金の方は、その理由を記載。	健保HP												
(除学生) 別居	◎住民票 ・取得条件は本表「必ず提出」と同じ。	市区町村												
	◎別居先への送金を証明する書類の写し ・直近6ヶ月分。 ・ATM利用明細書の写し等、金融機関扱いの書類に限ります。	金融機関	●			●	●			●			扶養対象外	●
	◎所得証明書等 本表上記「収入有」または「収入無」と同様。	市区町村 その他												
離職一年以内	◎直近の所得証明書※1(発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等、所得の内訳明記で指定。	市区町村												
	○雇用保険受給資格者証の写し(全ページ) ・雇用保険受給予定または受給中の方	ハローワーク	●			●	●			●			●	●
	○申立書 ・雇用保険を受給しない方は、その理由を記載。	健保HP												
内縁	○夫婦双方の戸籍抄本(発行3ヶ月以内)	市区町村											●	
その他	○夫婦共働きなので、配偶者は扶養していないが、子を扶養している場合。 一夫婦双方の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し ※産休中、育休中の方は、休職前に給与等が満額支給されていた期間における直近分。 ※子は収入が多い方の扶養となります。													
	○両親(双方存命)のうち、いずれか一方の親を扶養している場合。 一両親の所得証明書等(本表「収入有」「収入無」と同様)、年金を受給している場合は本表「年金受給者」と同様 ※両親の収入の合計額によって、扶養の可否が決まります。													
	○障がい者の方は、障がい者手帳の写し													

※1. 「所得証明書」の名称は、市区町村によって「課税・非課税証明書」等の名称の場合もあります。  
 ※2. 高校、予備校、専門学校、短大、大学いずれかの、昼間部に就学しているケースが対象となります。

◆ 調書記入例と添付書類例

〇〇〇〇株式会社

京葉 健太 様

記号・番号 199 - 123456

所属コード 0000123456

## 太字の箇所をご記入ください。

調書作成日： 印字内容は、令和4年8月5日現在の内容です。

記号・番号	199 - 123456	P 123 - 2
現在	被保険者氏名 ケイワ ケンタ 京葉 健太	元号 生年月日
訂正	住所 〒272-9999 千葉県〇〇市	

ご家族全員の、収入額（R4年1月からR4年12月見込額）、職業、住居をご記入ください。

住所は別居の方のみ、ご記入ください。

ご自宅住所をご記入ください。

	被扶養者氏名	元号	生年月日	性別	続柄	年齢	収入額	職業	住居
1	現在 ケイワ モモコ 京葉 桃子		昭和 49年 3月 3日	女	妻	48	800,000円	パート	同居/別居
	訂正		令和 年 月 日						住所（別居のとき記入） 〒
2	現在 ケイワ ケンイチ 京葉 健一		平成 11年 11月 30日	男	長男	22	アルバイト 150,000円	△△大学4年	同居/別居
	訂正		令和 年 月 日						住所（別居のとき記入） 〒 004-9999 北海道札幌市〇〇区〇〇町1-2 △△大学学生寮303号室
3	現在 ケイワ ケンジ 京葉 健二		平成 14年 7月 5日	男	二男	20	0円	無職	同居/別居
	訂正		令和 年 月 日						住所（別居のとき記入） 〒
4	現在 ケイワ カノコ 京葉 桜子		平成 18年 4月 11日	女	長女	16	0円	県立〇〇高校1年	同居/別居
	訂正		令和 年 月 日						住所（別居のとき記入） 〒
5	現在 ケイワ トミ 京葉 トミ		昭和 24年 7月 1日	女	母	73	老齢年金 1,550,000円	無職	同居/別居
	訂正		令和 年 月 日						住所（別居のとき記入） 〒
6	現在								
	訂正								住所（別居のとき記入） 〒

京葉ガス健康保険組合				
常務理事	事務長	課長	係長	担当

上記の記載事項に相違ないことを確認します。

令和 4年 9月 10日

被保険者印 (必ず押印してください)

京葉

調書記入日を記入し、押印（シャチハタ不可）をお願いします。

- ◇ 添付書類は、上記事例であれば、家族全員記載・続柄記載の「住民票」と、ご家族の状況に応じた事例1・4・6・8の書類が必要となります。
- ◇ 夫婦双方に収入があるため、妻を扶養していないが、子を扶養している場合は、事例2の書類も必要となります。
- ◇ 詳細は、3ページから6ページをご確認ください。